

# 国勢調査にど協力をお願いします



調査員証

腕章

手提げ袋

※手提げ袋は携帯していない場合もあります。

▶国勢調査は顔写真入りの「調査員証」と「腕証」を必ず身に付けています。

▶国勢調査では、調査票の提出前に電話などで個人情報をお尋ねすることはありません。不審な電話があった場合はご連絡ください。

問合先／企画財政課 (979-8101)

## 国勢調査とは

国勢調査は、日本国内に住んでいる全ての人を対象とし、日本の人口・世帯・就業者から見た産業構造などの状況を地域別に明らかにするために国の最も重要な統計調査です。大正9年以来5年ごとに実施され今年で20回目になります。そして東日本大震災後、初めての全国規模の調査であり、大震災の影響による人口移動などを把握します。

## 国勢調査が変わります

『スマート国勢調査2015』  
 と言い、今回の調査から初めてインターネットでの回答を全国で実施します。パソコンだけでなく、スマートフォンからの回答も可能です。  
 インターネット回答期間は、9月10日(木)～9月20日(日)の10日間です。この期間に回答された世帯はここで調査終了となり、

### 国勢調査の調査項目

#### ▶世帯員について

①氏名 ②性別 ③出生年月日 ④世帯主との続柄 ⑤配偶の関係 ⑥国籍 ⑦現在の場所に住んでいる期間 ⑧5年前の居住地 ⑨就業状態 ⑩勤め先の名称および事業内容 ⑪本人の仕事の内容 ⑫従業上の地位 ⑬従業地・通学地

#### ▶世帯について

①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住宅の種類 ④住宅の建て方

## 国勢調査の対象は

調査の対象は10月1日現在、日本に普段住んでいる全ての人です。普段住んでいる人とは、「すでに3か月以上住んでいる人」「10月1日の前後を通じて3か月以上住むことになっている人」のことで、外国人も含まれます。

## 調査員が伺います

9月上旬から国勢調査の調査員が皆さんのお宅に伺い、インターネット回答用のIDとパスワードや調査票などを配布します。この調査員は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で守秘義務が課せられています。

## 調査票は厳重に保管し、処理します

調査票に記入していただいた内容は税金の申告や住民登録などとは関係なく、統計の目的以外に使

用することはありません。また、提出された調査票は外部の人の目にふれないように厳重に保管し、集計後は全て溶かして再生紙として生まれ変わります。調査票に書かれた内容が漏れることはありませんので安心してください。

## 私たちの暮らしに役立てられます

調査の結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、児童福祉、地域の活性化など私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データとなります。

## 回答をお願いします

国勢調査は「統計法」という法律に基づいて行われていて、日本に住む全ての人に報告する義務があります。

もし、皆さんから調査票が提出されなかったり、正確な回答をいただけなかったりすると、誤った調査結果になり、私たちの未来の暮らしや計画が誤った方向に向かってしまいます。

## かたり調査にご注意ください

調査時期に合わせ、調査員を装い個人情報を引き出そうとする「かたり調査」が発生する恐れがあります。調査員は必ず顔写真入りの「調査員証」と「腕章」をしています。不審に思うことがありましたら企画財政課までご連絡ください。

## コールセンターをご利用ください

調査についてのお問い合わせは、土曜、日曜、祝日も利用できるコールセンターへお問い合わせください。

電話番号／0570-07-

2015 (ナビダイヤル)、03-

4330・2015 (IP電話)

設置期間／8月24日(月)～10月

31日(土)

受付時間／8時～21時

その他の詳細は、総務省統計局国勢調査キャンペーンサイト (<http://kokusei2015.stat.go.jp/>) をご覧ください。

### インターネット回答書類の配布 (9月上旬)

調査員が皆さんのお宅に伺い、インターネット回答用の「ID・パスワード」を配布します。インターネットで回答されなかった場合は、後日、調査員が紙の調査票をお持ちします。

回答期間：9月10日～9月20日

### 紙の調査票の配布 (9月26日～9月30日)

インターネット回答期間内に回答されなかった世帯の皆さんに、調査員が紙の調査票を配布します。「拡大文字調査票」や「点字調査票」も用意できますので、お気軽にお申し出ください。

### 調査票の記入

ご家庭で調査員から配布された「調査票」に記入してください。記入には、黒の鉛筆またはシャープペンシルをご利用ください。調査票を封筒に封入するかどうかは選択することができます。



わからない点やご不明な点は、コールセンターが企画財政課へお問い合わせください。

☎ 0570-07-2015 (コールセンター)



### 紙の調査票の回収 (10月1日～10月7日)

調査員が再度お宅に伺うので、記入した調査票を封筒に入れ、調査員に手渡してください。封入した場合、調査員が中を確認することはありません。(郵送も可)



### 提出の確認

封筒は役場で開封され、記入漏れなどが無いか確認します。提出が確認できない世帯には、調査員が再度訪問します。確認された調査票は総務省統計局でコンピューターにより集計が行われます。